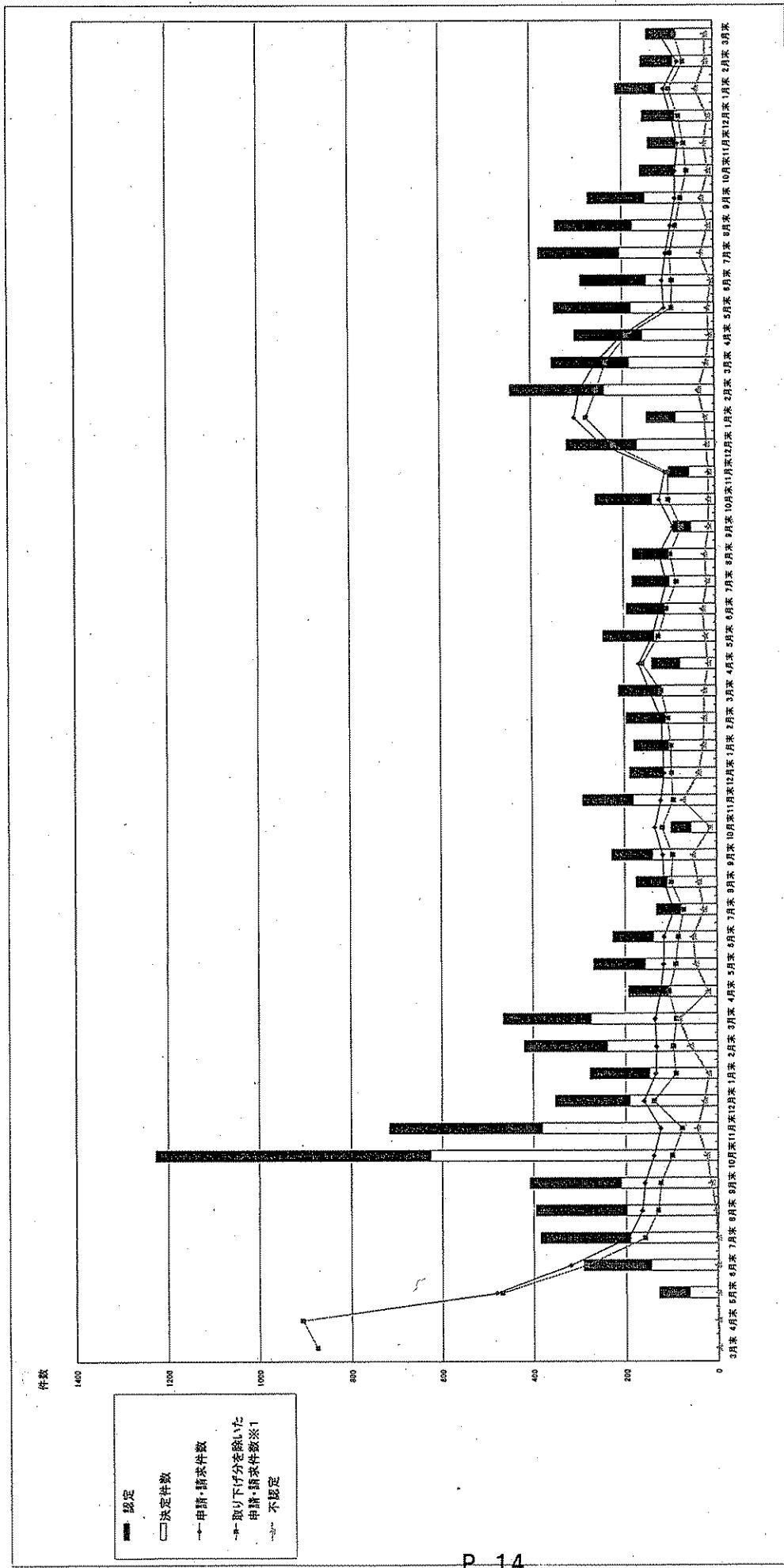


石綿による健康被害の救済に関するに基づく医学的判定の状況
 (判定件数累計: 平成22年4月28日現在)

	医療費等	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	2,791件 中皮腫 2,239件 肺がん 552件	134件 中皮腫 5件 肺がん 129件	151件 中皮腫 121件 肺がん 30件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないかと判定されたもの	694件 中皮腫 312件 肺がん 382件	294件 中皮腫 17件 肺がん 277件	66件 中皮腫 39件 肺がん 27件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかつたもの(判定保留)	301件(181件) 中皮腫 174件 (102件) 肺がん 127件 (79件)	40件(20件) 中皮腫 3件 (2件) 肺がん 37件 (18件)	45件(44件) 中皮腫 34件 (33件) 肺がん 11件 (11件)
総 計	3,786件 中皮腫 2,725件 肺がん 1,061件	468件 中皮腫 25件 肺がん 443件	262件 中皮腫 194件 肺がん 68件

注 表中括弧書きの数字は、医学的判定に基づき追加資料を求めたもののうち、申請の取下げがなされたものを除いた件数である。

申請・請求・決定件数(療養費・弔慰金合計:月別)



※追加資料要求中に申請が取り下げられたものは申請件数から除いていい。

(独立行政法人環境再生保全機構のデータを基に環境省石炭燃焼対策室において集計)

死亡数・粗死亡率(人口10万対)の年次推移

(上段:人數、下段:人口10万対)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
中皮腫(C45)	500 0.40	576 0.46	597 0.48	570 0.46	647 0.52	710 0.57	772 0.61	810 0.64	878 0.70	953 0.76	911 0.72	1,050 0.76	1,068 0.83	1,170 0.85
男	356 0.58	420 0.69	451 0.74	429 0.70	489 0.80	537 0.87	574 0.93	604 0.98	655 1.06	729 1.18	722 1.17	807 1.31	860 1.31	941 1.40
女	144 0.23	156 0.25	146 0.23	141 0.22	158 0.25	173 0.27	198 0.31	206 0.32	223 0.35	224 0.35	189 0.29	243 0.38	208 0.32	229 0.35
石綿(アスベスト)及びその他の無機質線維によるじん肺(症)(J61)	15 0.01	21 0.02	26 0.02	27 0.02	42 0.03	25 0.02	25 0.02	16 0.01	22 0.02	23 0.02	23 0.02	39 0.03	54 0.04	73 0.05
男	13 0.02	18 0.03	21 0.03	21 0.03	35 0.06	22 0.04	22 0.04	12 0.02	20 0.03	23 0.04	32 0.05	50 0.08	65 0.11	69 0.11
女	2 0.00	3 0.00	5 0.01	6 0.01	7 0.01	3 0.00	3 0.00	4 0.01	4 0.02	0 0.01	7 0.05	4 0.08	4 0.11	4 0.11
J60、J62～J65(注)	1,319 1.06	1,114 0.89	1,144 0.92	1,214 0.97	1,215 0.97	1,149 0.91	1,120 0.89	959 0.76	952 0.75	932 0.75	953 0.74	909 0.76	956 0.76	916 0.76
男	1,275 2.09	1,072 1.75	1,103 1.80	1,184 1.93	1,165 1.90	1,101 1.79	1,081 1.76	923 1.50	921 1.49	906 1.47	909 1.48	870 1.41	926 1.51	878 1.43
女	44 0.07	42 0.07	41 0.06	30 0.05	50 0.08	48 0.07	39 0.06	36 0.06	31 0.05	26 0.04	44 0.07	39 0.06	30 0.05	38 0.06
その他の間質性肺疾患(J84)	45,745 36.8	48,041 38.5	49,052 39.3	50,931 40.7	52,239 41.6	53,788 42.8	55,099 43.8	56,472 44.8	56,788 45.0	59,993 47.5	62,136 49.2	63,330 50.2	65,608 52.0	66,849 53.1
男	33,389 54.8	35,023 57.3	35,700 58.3	36,880 60.2	37,934 61.8	39,053 63.5	39,904 64.8	41,146 66.8	41,634 67.6	43,921 71.3	45,189 73.3	45,941 74.6	47,685 77.5	48,610 79.1
女	12,356 19.5	13,018 20.5	13,294 21.9	13,991 22.2	14,243 22.9	14,671 23.5	15,130 23.7	15,259 23.7	15,086 23.4	16,001 24.8	16,874 26.1	17,314 26.8	17,923 27.8	18,239 28.3

(注) J60:炭坑夫じん(塵)肺(症)、J62:珪酸を含む粉じん(塵)によるじん(塵)肺(症)、J63:その他の無機粉じん(塵)肺(症)、J64:詳細不明のじん(塵)肺(症)、J65:結核を伴うじん(塵)肺(症)

(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態調査」)

石綿による健康被害の救済に関する法律の改正点（平成20年6月）

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

療養開始日から医療費・療養手当を支給する。

※ ただし、遅延は認定申請から3年前まで

※ 医療費等（医療費+療養手当+葬祭料）が特別遺族弔慰金等（特別遺族弔慰金+特別葬祭料。計約300万円）に満たない場合は、差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

（1）請求可能期間

支給の請求可能期間を死亡から5年とする。

（2）未申請死亡者への救済給付内容

特別遺族弔慰金等（約300万円）を支給する。

3. 制度発足前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限

法施行日から6年間（平成24年3月27日まで）に延長する。

4. 特別遺族給付金関係

（1）特別遺族給付金の請求期限の延長

法施行日から6年間（平成24年3月27日まで）に延長する。

（2）特別遺族給付金の支給対象の拡大

法施行日の5年前の日から法施行日の前日までに死亡し、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年間）により消滅した遺族に対しても、特別遺族給付金を支給する。

5. 事業所の調査等

救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査、その結果の公表、石綿による健康被害の救済に関する制度の周知及びそれらの実施に当たっての関係行政機関の連携に関する規定を新設する。

6. 施行日

平成20年12月1日

石綿関連疾患に関する調査・研究事業の概要

※石綿の健康リスク調査については別紙参照

【平成21年度】

1. 被認定者等に関する医学的所見に係る解析調査

被認定者や医療機関において当該疾病の診断を受けた者について、医学的所見の解析を行い、適切な診断手法・技術の確立を目指す。

(1) 石綿小体等計測技術の普及啓発に関する調査編

気管支肺胞洗浄（BAL）の検体（BALF）による石綿小体計測について、症例選択基準、計量方法を含む標準的な実施手技及び判定基準を検討した。

(2) 中皮腫の病理診断に関する調査編

中皮腫の組織型分類を確認の上、当該症例の経過や治療への反応性を解析し、様々なタイプの中皮腫における生物学的性状の差異を分子病理学的な観点から検討した。

(3) 石綿関連悪性腫瘍診断の精度向上に関する調査編

中皮腫における稀な例（腹膜中皮腫、心膜中皮腫）や胸膜中皮腫の非典型例（限局例、胸水型）を解析した。

2. 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査

石綿肺について、実際の症例を取り扱っている医療機関から、当該症例に係る医学的資料を収集し、その臨床像を把握するとともに、種々の解析を行った。

3. 石綿関連疾患に係る文献調査

国内外における石綿健康被害に係る最新の知見を収集・解析した。

4. 石綿健康被害救済制度に関する海外動向等調査

先進国について、各国における同様な制度の運用状況、認定基準等の医学的判定の実際について調査するとともに、石綿健康被害の将来予測・実態と石綿健康被害救済制度との関係性について調査を行った。

5. 中皮腫患者数の将来推計に関する基礎調査

諸外国で収集した中皮腫患者数と船舶建造量・建築物建築量との相関関係を解析し、その結果を用いて、我が国の中皮腫患者数を推計するモデルを作成した。

6. 石綿健康被害救済制度に係る調査結果の医療関係者に対する還元

石綿関連疾患を診療することの多い全国の医療機関に対し、石綿健康被害救済制度に係る調査結果を還元する講習会を開催する。本年度は仙台市（2/27）と福岡市（3/7）で実施。

7. 被認定者に関するばく露状況の解析調査

被認定者について、職業歴、居住歴、生活歴等に係る詳細なアンケート調査等を実施して石綿ばく露の状況を把握する。また、労働現場と関連するばく露歴が明らかでない者については、石綿が一般的に使用されていた期間中の居住地を調査し、それらの全国的な分布とともに、特定の地域における分布の傾向について、把握・解析を行う。

【平成22年度】

1. 石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査

被認定者や医療機関において当該疾病の診断を受けた者について、医学的所見の解析を行い、適切な診断手法・技術の確立を目指す。

(1) 中皮腫の鑑別診断の在り方調査（継続）

救済制度において中皮腫の認定を受けた者や医療機関において当該疾病の診断を受けた者について、資料を収集の上、病理組織学的な観点から解析を行い、適切な診断手法・技術の確立を目指す。

(2) 胸水ヒアルロン酸、胸水腫瘍マーカー測定値に基づく中皮腫診断補助検査の確立に関する調査（新規）

胸水中ヒアルロン酸や各種腫瘍マーカーについて、胸膜中皮腫とその他の鑑別すべき疾患との比較検討を行い、中皮腫診断における有効性について検証を行う。

(3) 腫瘍組織における遺伝子の構造及び発現の相違に関する調査（新規）

遺伝子検索を行い、遺伝子発現制御機構やゲノム構造を網羅的に解析する。将来的に中皮腫、石綿による肺がんの早期診断手法・技術の確立を目指す。

(4) 病理組織標本における石綿小体計測及び胸腔鏡所見による医学的所見の評価に関する調査（新規）

病理組織切片中で確認できる石綿小体数や放射線画像上以外により確認できる胸膜プラークについて、ヘルシンキ・クライテリアとの相関関係について検証を行う。

(5) 石綿小体等計測技術の普及啓発に関する調査（継続）

気管支肺胞洗浄（BAL）の検体（BALF）による石綿小体計測について、症例選択基準、計量方法を含む標準的な実施手技及び判定基準を検討し、その成果を国内の医療機関等向けに普及啓発を行う。

(6) びまん性胸膜肥厚に関する調査（新規）

びまん性胸膜肥厚に係る医学的判定上の課題を検証し、適切かつ効率的な医学的判定の在り方について提言を行う。

2. 石綿関連疾患に係る文献調査（継続）

国内外における石綿健康被害に係る最新の知見を収集・解析する。

3. 石綿健康被害救済制度に関する海外動向等調査（継続）

近隣諸国の政府関係者等を対象として、石綿健康被害救済の在り方に係る意見交換を行う。

4. 石綿健康被害救済制度に係る調査結果の医療関係者に対する還元（継続）

石綿関連疾患を診療することの多い全国の医療機関に対し、石綿健康被害救済制度に係る調査結果を還元する講習会を開催する。

5. 中皮腫患者数の将来推計に関する基礎調査（継続）

被認定者について、職業歴、居住歴、生活歴等に係る詳細なアンケート調査等を実施して石綿ばく露の状況を把握する。また、労働現場と関連するばく露歴が明らかでない者については、石綿が一般的に使用されていた期間中の居住地を調査し、それらの全国的な分布とともに、特定の地域における分布の傾向について、把握・解析を行う。

6. 被認定者に関するばく露状況の解析調査（継続）

被認定者について、職業歴、居住歴、生活歴等に係る詳細なアンケート調査等を実施して石綿ばく露の状況を把握する。また、労働現場と関連するばく露歴が明らかでない者については、石綿が一般的に使用されていた期間中の居住地を調査し、それらの全国的な分布とともに、特定の地域における分布の傾向について、把握・解析を行う。

石綿の健康リスク調査について

1. 平成 21 年度までの調査

一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があった地域において、住民を対象として胸部X線検査、胸部CT検査等の医学的所見の有無についてフォローアップを行い、石綿のばく露歴や、石綿関連疾患等（中皮腫・肺がんに加えて、胸膜plaquer、石綿肺などを含む）の健康リスクについて解析を行い、継続的な健康管理と石綿ばく露による健康影響の実態把握に努めた。

調査対象地域

平成 18 年度 大阪府泉南地域、尼崎市、鳥栖市の 3 地域

平成 19 年度 横浜市鶴見区、羽島市、奈良県を加えた 6 地域
(大阪府は河内長野市が追加)

平成 20 年度 6 地域で継続し実施

平成 21 年度 北九州市門司区を加え、7 地域で実施

2. 平成 22 年度の調査（第 2 期石綿の健康リスク調査）

一般環境経由による石綿ばく露の可能性のあった代表的な調査対象地域それぞれにおいて、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を引き続き把握する。さらに、これまでの調査で得られた知見を活用して、平成 22 年度より対象者数を大幅に増加させ、新たに有所見群と無所見群の 2 群を設定し、各群に属する住民を対象に、5 年間、毎年継続した受診協力をする旨の同意書を得たうえで、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等の毎年の検査（年 1 回）や健康状況の確認を確実に行い、保健指導などのフォローアップを充実することとする。これにより、従来からの解析に加えて有所見者と無所見者の 2 群間の石綿関連所見の変化や石綿関連疾患の発生状況の比較を行い、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方を検討するための知見を収集する。

調査対象地域：上記 7 地域

国内の主な石綿関連諸法規

1. 石綿含有製品の製造・使用等に係る規制

- 製造、輸入、使用等の禁止（労働安全衛生法第55条）
- 石綿の飛散のおそれのある建築材料の使用規制（建築基準法第28条の2）

2. 石綿含有物質の取扱いに係る管理

- 既存住宅の性能表示における石綿含有建材の使用状況の表示（住宅の品質確保の促進等に関する法律・日本住宅性能表示基準）
- 建築物の解体等に伴う一般大気環境への石綿粉じん排出の規制（大気汚染防止法）
- 石綿含有廃棄物の適正処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

3. 石綿を取り扱う労働者の健康管理

- 作業環境の管理（労働安全衛生法第65条、作業環境測定法、石綿障害予防規則）
- 労働者の健康診断の実施（じん肺法第8条、労働安全衛生法第66条、石綿障害予防規則第40条）
- 健康管理手帳の交付（労働安全衛生法第67条）
- 健康管理のための作業転換、療養等の措置（じん肺法、労働安全衛生法第66条の5、石綿障害予防規則第38条）

4. 健康被害への補償・救済

- 労働者の健康被害補償（労働者災害補償保険法）
- 一般住民の健康被害救済（石綿による健康被害の救済に関する法律）

5. 財政支援

- 石綿健康等被害防止事業に係る地方債の特例（地方財政法第33条の6の3）

